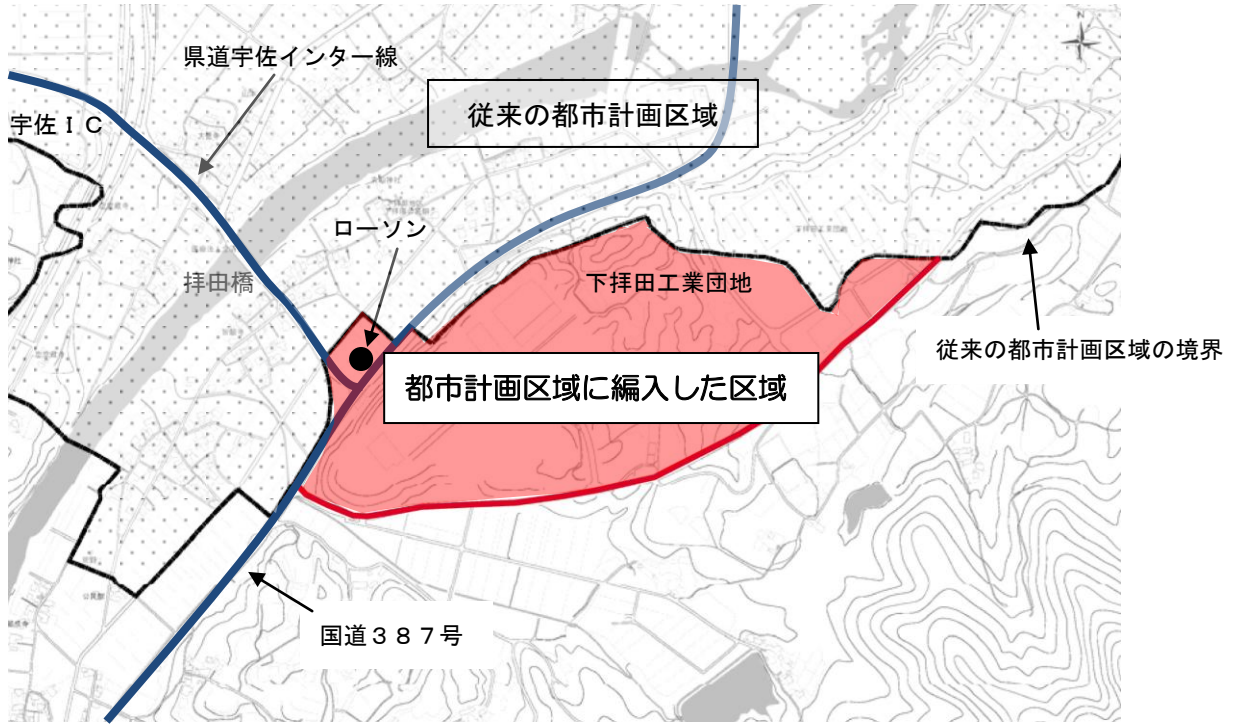


# 都市計画区域変更のお知らせ

## (下拝田工業団地付近)

県および市では、土地利用の適正化と秩序あるまちづくりを図るため、下拝田工業団地付近の都市計画区域見直しについて検討を進めてきましたが、このたび、下記の区域が新たに都市計画区域として指定されましたので、お知らせいたします。



### 都市計画区域の指定により変わることは？

都市計画区域の指定により、建築・開発などにおいて、まちづくりのルールが適用されることで、みんなが住みやすい安全なまち並みを整えることができます。建築手続きなどの主な変更点は次のとおりです。

#### 指定前

建築基準法：建築工事届出

開発行為：10,000㎡以上

#### 指定後

建築確認申請が必要

建物の建ぺい率、容積率などの制限があります  
(この区域では建ぺい率 70%、容積率 200%が適用されます)

3,000㎡以上

#### 問い合わせ先

大分県 都市計画課 都市計画班  
〒870-8501  
大分市大手町3丁目1番1号  
Tel 097-506-4659 (直通)  
Fax 097-506-1778

宇佐市 都市計画・高速道対策課 都市計画係  
〒879-0492  
宇佐市大字上田1030番地の1  
Tel 0978-32-1111 (代表)  
Fax 0978-32-1133